

いまケア訪問看護リハビリステーション  
重要事項説明書

[令和 6 年度改訂版]

《介護保険・医療保険》

医療法人 萌和会

1. いまケア訪問看護リハビリステーションの概要

事業所名	いまケア訪問看護リハビリステーション
所在地	石川県加賀市作見町リ77
介護保険指定番号	1760691145
法人名	医療法人 萌和会
代表者名	鈴木 一
サービスを提供する地域	加賀市内

※ 加賀市外の方でも希望の方はご相談ください

2. 職員体制と職務内容

職種	資格	職員数	職務内容
管理者	看護師	1名	従事者の管理及び業務の一元的な管理 訪問看護師との兼務可能
訪問看護	看護師 (准看護師含む)	3名以上	訪問看護サービスの提供
訪問看護 (リハビリ)	理学療法士 作業療法士等	必要数	訪問リハビリサービスの提供 (看護業務の一環として、看護師の代行 として訪問)

3. 事業の運営方針

1. 利用者が選んだ住まいでできる限り過ごせるよう共に考え支えます。
2. 質の高い訪問看護サービス提供のため、人材育成と組織の活性化に努めます。
3. 家庭や地域の関係を大切にし、地域に根差した事業所を目指します。

4. (1) 営業日・時間

営業日	月 ~ 土
営業時間	8:30 ~ 17:30
休日	日曜・祝日 年末年始(12月31日 ~ 1月4日)

(2) サービス提供時間

営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制をとっておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、下記の時間帯については利用料が異なります。

利用料については「6.利用料金」の通りとします。

- ◆ 早朝時間帯..... 午前6時から午前8時
- ◆ 夜間帯..... 午後6時から午後10時
- ◆ 深夜時間帯..... 午後10時から午前6時

## 5. サービス提供内容

### ① 看護介護行為(利用者に対して)

- ・ バイタルチェック(血圧、体温、脈拍、経皮酸素飽和度測定)
- ・ 身体の清潔(清拭、洗髪、入浴、口腔ケア、足浴手浴など)
- ・ 療養指導(生活上の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導など)

### ② 医療的処置行為

- ・ 創傷および褥瘡処置
- ・ 人工肛門・人口膀胱管理ケア
- ・ 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・ 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・ 在宅酸素療法管理ケア
- ・ 在宅人工呼吸器管理ケア
- ・ 喀痰の吸引・管理
- ・ 点滴
- ・ 排泄管理ケア(浣腸・摘便)
- ・ その他

### ③ リハビリテーション(訪問看護業務の一環として、看護師の代行訪問)

- ・ 拘縮予防(関節可動域練習)
- ・ 基本動作練習(起居、立ち上がり、移乗など)
- ・ 日常生活動作練習(食事、着替え、排泄、入浴など)
- ・ 家事動作練習(調理・掃除・洗濯など)
- ・ 屋内外歩行練習
- ・ 全身基礎体力の向上(筋力強化、耐久性向上など)
- ・ 楽しみや生きがい、役割の獲得・検討
- ・ 福祉用具や環境調整の検討
- ・ 認知面、高次脳機能障害の評価、対応方法の検討
- ・ 言語・嚥下訓練(言語障害・失語症・嚥下障害)

### ④ 介護者に対して

- ・ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の活用
- ・ 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)
- ・ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など

## 6. 利用料金

[介護保険の場合] 令和6年6.1適用

介護保険制度による訪問看護サービスの利用料は、①基本料金、②加算料金の合計額になります。

### ①基本料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表1)の1割又は2割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表1:基本料金 昼間】

基本部分	料金(円)	
介護予防訪問看護費【要支援度が要支援1・2の方】( )内は准看護師の場合		
20分未満	3,030 (2,727)	
30分未満	4,510 (4,059)	
30分以上60分未満	7,940 (7,146)	
60分以上90分未満	10,900(9,810)	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が 訪問を行った場合	20分:2,840	
	40分:5,680	
※3回/日以上の場合は右記金額×0.9	60分:7,668	
訪問看護費【要介護度が要介護1～5の方】		
20分未満	3,140 (2,826)	
30分未満	4,710 (4,239)	
30分以上60分未満	8,230 (7,407)	
60分以上90分未満	11,280(10,152)	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が 訪問を行った場合	20分:2,940	
	40分:5,860	
※3回/日以上の場合は右記金額×0.5	60分:7,938	
定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携する場合 ※( )内は准看護師の場合	要介護1～4の方	29,610 (29,018)
	要介護5の方	37,450 (36,860)

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際の提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基本とします。

※基本の訪問では、准看護師の場合、正看護師の料金×0.9となり、定期巡回・随時対応の場合は正看護師の料金×0.98となります。

※リハビリが60分の場合、20分の金額×0.9×3の計算となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するため、全てのサービスについて2021年4月～9月までの間、基本料金を0.1%上乘せとなります。(←消して良い?)

※特別管理加算の対象者に加え、主治医が必要と認めた場合、退院日・退所日当日の訪問看護を算定します。

## ②加算・減算料金

介護保険法の規定により以下の場合には加算料金が必要になります。

### 【料金表2：時間外利用・早朝・夜間・深夜、長時間】

[介護予防訪問看護・訪問看護共通（下段は准看護師の場合）]

※加算料金が発生するのは[ ]内の時間帯

時間帯	20分未満	30分未満	30分から60分	60分から90分
早朝 [6時-8時]	3,880 (3,490)	5,790 (5,210)	10,180 (9,160)	13,960 (12,560)
夜間 [18時-22時]	3,880 (3,490)	5,790 (5,210)	10,180 (9,160)	13,960 (12,560)
深夜 [22時-6時]	4,650 (4,190)	6,950 (6,260)	12,210 (11,000)	16,760 (15,080)
特別な管理を必要とする利用者 1)※に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって1時間30分以上の訪問看護を行う場合			3,000	

### 【料金表3：加算・減算】

(ア) 初回加算 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問看護を行った日に属する月に訪問看護を行った場合は、1月につき1回加算 ※1)	加算(Ⅰ) 3,500 加算(Ⅱ) 3,000
(イ) 退院時共同指導加算 入院または入所中のものが退院または退所するに当たり訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問看護を行った場合、1回(特別な管理を必要とする利用者※2)は2回)に限り加算。 ただし ア)を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない	6,000
(ウ) 看護・介護職員連携強化加算 訪問看護事業所が訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対して支援を行った場合は、1月に1回に限り加算	2,500
(エ) ①看護体制強化加算 訪問看護事業所が医療ニーズの高い利用者への訪問看護提供態勢を強化した場合は、1月につき所定の料金を加算 ※3)	(介護) 加算(Ⅰ) 5,500 加算(Ⅱ) 2,000
(エ) ②看護体制強化加算	(予防) 加算 10,00
(オ) サービス提供強化加算 ※4)	Ⅰ 60/回 Ⅱ 30/回
(カ) 同一建物減算 事業所の所在する建物と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又は訪問看護事業所における1月当たり	所定の料金×90/100 (所定の料金×85/100)

<p>の利用者が同一建物に 20 人以上居住する場合は、所定料金の 100 分の 90 に相当する料金を算定</p> <p>※( )内は同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合</p>	
<p>(キ) 2 人以上による訪問看護を行う場合</p> <p>※( )内は看護師等と看護補助者が同時に訪問した場合</p> <p>① 利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合</p> <p>② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等が認められる場合</p> <p>③ その他利用者の状況等から①又は②に準ずると認められる場合</p>	<p>30 分未満 2,540 (2,010)</p> <p>30 分以上 4,020 (3,170)</p>
<p>(ク) 長時間訪問看護加算</p> <p>特別な管理を必要とする利用者に対し、1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護を行なった際 <b>★内容の改定はないが、今まで記載なかったので追記</b></p>	<p>3,000/回</p>
<p>(ケ) 定期巡回・随時対応訪問看護介護事業所と連携しかつ要介護 5 の場合、所定の料金を加算</p>	<p>8,000</p>
<p>(コ) 緊急時訪問看護加算 ※5)</p>	<p>加算(Ⅰ)6,000</p> <p>加算(Ⅱ)5,740</p>
<p>(サ) 特別管理加算 ※2)</p>	<p>加算(Ⅰ)5,000</p> <p>加算(Ⅱ)2,500</p>
<p>(シ) ターミナルケア加算</p> <p>厚生労働大臣が定める状態にあるものに対してターミナルケアを行った場合は当該者の死亡月につき所定の料金を加算</p>	<p>25,000</p>
<p>(ス) 専門管理加算 ※6)</p> <p>緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師※イ)または特定研修を修了した看護師※ロ)が、訪問看護に実施に関する計画的な管理を行なった場合に加算</p>	<p>2,500/月</p>
<p>(セ) 遠隔死亡診断補助加算</p> <p>情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行なった場合に加算</p>	<p>1,500/回</p>
<p>(ソ) 口腔連携強化加算</p> <p>事業所の従業者が口腔の健康状態を評価した場合、利用者の同意を得て歯科及び介護支援専門員に対し評価結果を情報提供した場合に 1 月に 1 回加算</p>	<p>500/回</p>
<p>(タ) 医療保険での訪問看護が必要な場合</p> <p>主治医が、当該利用者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合、指示の日から 14 日間を限度に料金は算定しない</p>	

(チ) 訪問看護におけるリハビリテーション 理学療法士等の訪問回数＞看護職員の訪問回数、または特定の加算※6)を算定していない場合に減算	介護・予防とも -80/回
(ツ) 介護予防訪問看護におけるリハビリテーション 理学療法士等が利用開始日の月から12ヶ月超の利用者に対しリハビリを実施した場合	減算未算定 -50/回 減算算定 -150/回
(テ) 業務継続計画未実施減算 以下の基準に適合していない場合 感染症や災害発生時に利用者に対するサービスを継続するため、及び早期の業務再開を図るための計画策定、業務継続計画に従い必要な措置を講ずる	単位の-1%
(ト) 高齢者虐待防止措置未実施減算 以下の措置が講じられていない場合 虐待防止対策委員会の定期的開催と従業員への周知徹底、虐待防止指針の整備、従業者への定期的な虐待防止研修実施、上記措置実施の担当者設置	単位の-1%

※1) 初回加算

- 加算Ⅰ→退院日に指定訪問看護事業所の看護師が初回に訪問看護を行った場合
- 加算Ⅱ→退院日の翌日以降に初回訪問看護を行った場合

※2) 特別管理加算の対象者

- 加算Ⅰ→在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ使用、留置カテーテル使用
- 加算Ⅱ→以下の状態

在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態や、人工肛門または人口膀胱を留置している状態・真皮を超える褥瘡の状態・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※3) 看護体制強化加算: 算定日が属する月の前6ヶ月間において、利用者の総数の内、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%の場合に算定

※4) サービス提供体制強化加算

- 加算Ⅰ→看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上
- 加算Ⅱ→勤続3年以上の者の割合が30%以上

※5) 緊急時訪問看護加算

- 加算Ⅰ→以下のいずれにも適合する事。

(1) 利用者または家族から電話等により意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。(2) 緊急時訪問における業務負担軽減に資する管理体制整備が行われている。

- 加算Ⅱ→上記(1)に該当)

※6) 専門管理加算

- イ) 悪性腫瘍の鎮痛療法・化学療法を実施/真皮を超える褥瘡/人工肛門・人工膀胱造設しており管理困難
- ロ) 診療報酬における手順書加算を算定する利用者

対象の特定行為：気管カニューレ・胃ろう/腸瘻カテーテル/胃ろうボタン・膀胱カテーテルの交換、褥瘡または絵師組織の除去、  
 創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の子カローリ輸液の投与量調整、脱水症状に対する輸液による補正  
 ※6) 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算をいずれも算定していない場合

**[医療保険の場合]**

健康保険制度、後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は、①訪問看護基本療養費、  
 ②訪問看護管理療養費、③加算、④その他の合計額になります。

【料金表】（医療保険適用） 令和6年6.1適用

① 訪問看護基本療養費

サービス内容	料金（円）	
<b>基本療養費（Ⅰ）</b>		
保健師、助産師又は看護師による場合	週3日まで	5,550
	週4日目以降	6,550
准看護師による場合	週3日まで	5,050
	週4日目以降	6,050
緩和ケア・褥瘡ケア専門看護師の場合 ※1	月1回を限度	12,850
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	1回につき	5,550
<b>基本療養費（Ⅱ）：施設への訪問</b>		
① 同一日に2人の利用者に訪問した場合		
看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	週3日まで	5,550
	週4日目以降	6,550
准看護師の場合	週3日まで	5,050
	週4日目以降	6,050
緩和ケア・褥瘡ケア専門看護師の場合	月1回を限度	12,850
② 同一日に3人以上の利用者に訪問した場合		
看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	週3日まで	2,780
	週4日目以降	3,280
准看護師の場合	週3日まで	2,530
	週4日目以降	3,030
緩和ケア・褥瘡ケア専門看護師の場合	月1回を限度	12,850
<b>基本療養費（Ⅲ）：外泊中の訪問</b>		
入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）	8,500	

※1

- ・ 悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている利用者
- ・ 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者

- ・人工肛門もしくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続、反復して生じている利用者
- ・人工肛門もしくは人工膀胱のその他の合併症を有する利用者に対して、その主治医からの訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、 1) 緩和ケア 2) 褥瘡ケア 3) 人工肛門ケアおよび人工膀胱ケア

に係る専門の研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションの看護師・准看護師（または利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師・准看護師）と共同して訪問看護を行った場合、月1回を限度として算定。

## ② 訪問看護管理療養費

サービス内容		料金（円）
月の初日 ①～④のいずれか	① 機能強化型訪問看護療養費 1	13,230
	② 機能強化型訪問看護療養費 2	10,030
	③ 機能強化型訪問看護療養費 3	8,700
	④ 訪問看護療養費（従来型）	7,670
2日目以降	1日につき	3,000

## ③ 加算など

サービス内容		料金
緊急訪問看護加算 ※1	イ 月14日目まで	イ 2,650
	ロ 月15日目以降	ロ 2,000
難病等複数回訪問加算 ※2 1日2回の場合	同一建物内1人または2人	4,500
	〃 3人以上	4,000
難病等複数回訪問加算 ※2 1日3回以上	同一建物内1人または2人	8,000
	〃 3人以上	7,200
長時間訪問看護加算 ※3	90分を超える場合 対象者は ※3	5,200
24時間対応体制加算 ※4	イ 業務負担軽減の取組を行なっている場合	イ 6,800
	ロ 上記以外の場合	ロ 6,520
退院時共同指導加算 ※5	月2回まで	8,000
特別管理指導加算 ※6	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	2,000
退院支援指導加算 ※7	退院日の訪問	6,000
	退院時に長時間の訪問、指導を行った場合	8,400
在宅患者連携指導加算 ※8	月に1回	3,000
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月に1回	2,000
特別管理加算Ⅰ ※9	月に1回	5,000
特別管理加算Ⅱ ※10	月に1回	2,500
情報提供療養費 1 ※11	月に1回	1,500

情報提供療養費 2 ※12		
ターミナルケア療養費 1	1回	25,000
ターミナルケア療養費 2	1回	10,000
遠隔死亡診断補助加算 ※16	1回	1,500
乳幼児加算 (6歳未満)	イ 超重症児または准重症児、別表 7、8 の患者	1,800
	ロ 他	1,300
複数名訪問看護加算 ※13 看護師等の場合	同一建物内 1 人または 2 人	4,500
	〃 3 人以上	4,000
複数名訪問看護加算 ※12 准看護師の場合	同一建物内 1 人または 2 人	3,800
	〃 3 人以上	3,400
複数名訪問看護加算 ※12 看護補助者の場合	同一建物内 1 人または 2 人	3,000
	〃 3 人以上	2,700
複数名訪問看護加算 ※12 (別表 7・8、特別指示) 看護補助者 1 日に 1 回の場合	同一建物内 1 人または 2 人	3,000
	〃 3 人以上	2,700
複数名訪問看護加算 ※12 (別表 7・8、特別指示) 看護補助者 1 日に 2 回の場合	同一建物内 1 人または 2 人	6,000
	〃 3 人以上	5,400
複数名訪問看護加算 ※12 (別表 7・8、特別指示) 看護補助者 1 日 3 回以上の場合	同一建物内 1 人または 2 人	10,000
	〃 3 人以上	9,000
夜間・早朝訪問加算	夜間 (18:00~22:00) 早朝 (6:00~8:00)	2,100
深夜加算	深夜 (22:00~6:00)	4,200
訪問看護感染症対策実施加算 ※14		1,500
専門管理加算 ※15	月 1 回	2,500
訪問看護医療 DX 情報活用加算 ※17	月 1 回	50

※1：利用者またはその家族などの求めに応じて、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に訪問看護を実施し、その実施内容を記録した場合、1日1回につき加算。

※2：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者・特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対し、1日2回または3回以上訪問看護を行った場合に加算。

※3：厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が長時間の訪問看護を行った場合、週1回を限度として加算。

※4：看護職員（准看護師を除く）が利用者に対し文書にて体制を説明し同意を得た場合、月1回に限り加算。

※5：病院・介護老人保健施設・介護医療院に入院入所中、主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、内容を文書で提供した場合、月1回につき加算（厚生労働省が定める疾病等、特別管理加算の対象者は2回）。

※6：退院時共同指導加算において、利用者が特別管理加算対象者の場合に算定可。

※7：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別管理加算の算定対象者、必要と認めた者に対し、看護師等が退院した日

に療養上必要な指導を行った際に加算。

※8：訪問診療を実施している医療機関、薬局等と文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合に加算。

※9：在宅悪性腫瘍等患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている者、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している者に対し、月1回加算。

※10：以下について加算

・以下在宅指導管理を受けている者：自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者

・人工肛門、人工膀胱の設置者 ・真皮を越える褥瘡

・在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定者

※11：以下の対象者に対し、訪問看護ステーションから自治体または特定相談支援事業者への情報提供を行った場合。

・別表7、8に掲げる疾病の者 ・精神障害を有する者またはその家族 ・18歳未満の児童

※12：厚生労働省が定める疾病等の利用者のうち、学校等へ通園通学する利用者について、訪問看護ステーションが利用者の同意を得て学校等からの求めに応じ必要な情報を提供した場合、利用者一人につき各年度1回に限り算定。（入園入学・転園転学により当該学校等に初めて在籍する月については当該学校等につき月1回に限り別に算定）

※13：複数名訪問看護加算：厚生労働省が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の職員とサービスの提供を行う場合に加算。

※14：令和3年4/1以降に1回目の訪問看護を行い、訪問看護基本療養費を算定した日に算定。その後は基本療養費30回の算定につき1回算定。

※15：緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的管理を行った場合、また特定行為研修を終了した看護師が計画的管理を行った場合に加算。

※16：在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき情報通信機器を用い医師の死亡診断補助を行った場合に加算。

※17：訪問看護療養費のオンライン請求を実施・マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行なう体制整備・医療DX推進及び活用について見やすい位置に掲示、ウェブサイトに掲載

★訪問看護管理療養費1、2についてよく分からず、どこに記載すればよいのか分からないので記載していません

★退院支援加算の長時間加算の項目について、どこに記載すればよいのか分からない

★訪問看護ベースアップ評価料は記載しますか？

#### ④ その他（医療保険適応外）

死後の処置料	希望時	10.800（処置材料費込み）
--------	-----	-----------------

【料金表】（医療保険適用 精神科の場合） 令和4年4.1適用

⑤ 精神科訪問看護基本療養費

サービス内容		料金（円）
<b>基本療養費（Ⅰ）</b>		
看護師等による場合	週3日目まで 30分以上	5,550
	週3日目まで 30分未満	4,250
	週4日目以降 30分以上	6,550
	週4日目以降 30分未満	5,100
准看護師による場合	週3日目まで 30分以上	5,050
	週3日目まで 30分未満	3,870
	週4日目以降 30分以上	6,050
	週4日目以降 30分未満	4,720
<b>基本療養費（Ⅲ）【同一建物居住者】</b>		
看護師等による場合		
同一日に2人	週3日目まで 30分以上	5,550
	週3日目まで 30分未満	4,250
	週4日目以降 30分以上	6,550
	週4日目以降 30分未満	5,100
同一日に3人以上	週3日目まで 30分以上	2,780
	週3日目まで 30分未満	2,130
	週4日目以降 30分以上	3,280
	週4日目以降 30分未満	2,550
准看護師による場合		
同一日に2人	週3日目まで 30分以上	5,050
	週3日目まで 30分未満	3,870
	週4日目以降 30分以上	6,050
	週4日目以降 30分未満	4,720
同一日に3人以上	週3日目まで 30分以上	2,530
	週3日目まで 30分未満	1,940
	週4日目以降 30分以上	3,030
	週4日目以降 30分未満	2,360
<b>基本療養費（Ⅳ）【試験外泊】</b>		
一回につき		8,500

⑥精神科訪問看護管理療養費および加算

サービス内容		料金（円）
精神重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料を算定する方	8,400 または 5,800

特別地域訪問看護加算	1回につき	2,650
精神科緊急訪問看護加算	一日につき	2,650
長時間精神科訪問看護加算	週1回を限度	5,200
複数名精神科訪問看護加算	保健師・看護師・作業療法士と訪問	4,500
	一日1回	9,000
	一日2回	14,500
	一日3回以上	
	准看護師と訪問	
	一日1回	3,800
	一日2回	7,600
	一日3回以上	12,400
	看護補助者・精神保健福祉士と訪問（週1回）	3,000
精神科複数回訪問加算	2回	4,500
	3回	8,000
夜間・早朝訪問看護加算		2,100
深夜訪問看護加算		4,200
特別地域訪問看護加算		所定額の50/100増し

## 7.料金の支払い

毎月 15 日頃に前月分の請求を致します。口座からの引き落としは毎月22日です。(土・日・祝日の場合は翌日)お支払いいただきましたら、領収書を発行します。

## 8. 交通費

サービスを提供する地域にお住いの方の交通費は無料です。

加賀市以外の方は、介護予防訪問看護費及び訪問看護費の5%とします。

## 9. キャンセル

キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。キャンセル料金はかかりません。

## 10. サービスの利用方法

サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。当ステーションの職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

## 11. 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、様態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所・及び市町村等へ連絡します。

## 12. 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減らすことができます。

## 13. 苦情申し立て窓口

ご利用者ご相談窓口

いまケア訪問看護リハビリステーション      電話 0761(75)2101

担当者：結城 香

当訪問看護ステーション以外にも市町村窓口で苦情を伝えることができます。

加賀市長寿社会課      電話 0761(72)8186

#### 14. その他

当事業所は、看護学生の臨床実習受け入れ施設として協力しております。学生の臨床実習は以下の基本的な考えで臨むことにしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただきご協力お願いいたします。

- ① 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。
- ② 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者及び利用者のご家族は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。
- ④ 利用者および利用者のご家族は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生は臨床実習を通して知り得た利用者および利用者のご家族の方々に関する情報について、他人に漏らすことのないようプライバシーの保護に留意します。

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者との続柄: \_\_\_\_\_ )

家族又は  
法定代理人 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者との続柄: \_\_\_\_\_ )

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて  
上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名 医療法人 萌和会

代表者 理事長 鈴木 一 印

事業者住所 石川県加賀市深田町口2番地1

事業所名称 いまケア訪問看護リハビリステーション

事業所住所 石川県加賀市作見町り77

説明者氏名